

明治以降における本間家の土地集積

稲葉泰三

はしがき

一、本間家の集積

(一) 集積面積

(二) 取引単位面積の大小と集積面積

(三) 取入地の小作料

二、信成合資会社の集積

(一) 増加面積

(二) 減少面積

(三) 集積面積

むすび

はしがき

さきに本間家資料集『土地集積の過程』第一集上巻によって徳川後期における同家の土地集積の実態を概観したが、本稿はその下巻の分析である。上巻によって同家取入地の反当俵田渡は三石という高いものであり、これを可能にしている主な原因は面積の縄延にあること、取入地の耕作は主として護主の直小作であることも亦その原因であるらしいこと等を知った。本稿はこれらのことがその後どのようにに変化するかを見ることに重点を置いて明治以降の集積過程を概観したものである。

本題に入る前に資料の概要を述べておく。土地集積の過程下巻は次の四資料から成っている。

(一) 慶応四—大正一〇年間の「万覚帳」の口座「御田地買入地引渡方」及び「御田地請返売渡地引請取」の記録

又はその抄録。万覚帳（以下単に覚帳と略す）は徳川期から継続する本間家の地引受払に関する記録で、土地の取入、請返、売渡の発生した時期、取引相手方の住所氏名、地引、土地の所在地、面積、分米、年貢、契約の要点等の記録であるが、大部分の年は抄録であるため取入と請返との関係を知ることが殆んど不可能である。

(二) 明治四〇―昭和二一年間の信成合資会社決算書中不動産の増減に関する記録及び昭和二一年の財産目録の各抜粋。財産の増減に関しては土地、建物及び立木についてその数量、価額及び増減の事由が記されている。しかし、昭和六年以後、増減の事由の記載は極めて不十分である。

(三) 昭和六―同一一年間の協保株式会社所有地の面積、価額及び契約小作料。

(四) 昭和二一年本間宗家所有地面積。

信成合資会社（以下信成合資と略す）は本間一族を社員とし、動産不動産の取得とその賃貸、不動産の賃借とその賃貸を目的として明治四〇年に設立されたもので、本間家の土地はこの会社に売渡され、覚帳の記録は大正一〇年で終了する。これよりさき、明治三三年、本間一族を重役とし、玄米を精白して販売し且つ賃精に應ずること、耕地を買取り所有することを目的として新井田精米株式会社が設立されたが、明治四〇年に解散し、その所有地は信成合資に売渡された。このようにして本間家の土地は信成合資の土地となるのであるが、その全部が移譲されたかどうかは明らかでない。

協保株式会社（以下協保会社という）は昭和六年分家関係によって設立されたもので、その設立は「分家関係の自立精神を強調した結果」であると言われる。その営業目的は信成合資と全く同じで、その所有地は信成合資から最低価格分割払で移譲されたものである。³⁾

下巻の内容は以上の通りで、本間家の土地は同家一族の共有的性格をもち、それが信成合資に姿を変え、更にこれが分かれて分家関係の協保会社の所有と信成合資の所有となるのであるが、これによって信成合資の社員構成に変化があったかどうかは示されていない。本稿ではすべて本間家の土地集積と看做して考察する。

注(1)、(2)、(3) 『土地集積の過程』編者の解説による。なお信成合資会社の営業目的は昭和六年変更「一、勸産、不動産の取得、利用、処分 二、貸貸せし不動産の利用」となる。但し「貸貸」は貸借のミスプリントと思われる。

一、本間家の集積

(一) 集積面積

ここで集積面積と言うのは覚帳の口座「御田地買入地引渡方」に記入されている面積(以下これを取入地面積と言う)から同じく「御田地請返売渡地引請取」に記入されている面積を控除した面積のことである。その計算方法について次ぎに述べる。

(1) 山林、原野及び宅地を除いた。しかし耕地と共に一口となって記入されている原野及び宅地を含む。山林を除いたのは前回の徳川期の集積面積の計算方法と同じにしたに過ぎない。単独取引の宅地を除いたのも山林と同じ趣旨であるが同時にその面積の記載に疑問のあるものが多かったからである。しかし、明治以降山林、宅地の取入が増加するので、地主の性格を見るためにも又不況期における農家の没落の状況を見るためにも、これ等を検討すべきであったと思う。これは次の機会に譲る。

(2) 増金された土地のうち取入不明のものは増金のあったとき取入れたものと看做し、同様に取入不明地の請返

は取入れなかったものとして除外した。しかし、抄録の場合は譲主の住所氏名、土地の所在地等の記載がなく、地租改正前の取入地が改正面積で記載されている場合は取入年次と地引を照合する以外、取入と増金又は請返との關係を知る方法はない。したがって取入不明と見た土地のうちにも取入に計算されているものがあり、二重に計算されているかも知れない。それで前述の方法による面積を「集積(1)」とし、請返全部を控除した場合を「集積(2)」とした。

(注) 明治九年以降地引は円で示されているが、両と円は年代(徳川期を含む)に關係なく常に等価、銀は一〇〇匁一円とされておき、増金又は請返の場合は一般に取入年次が記されているので、地引の照合は或程度可能である。

(3) 庄内地方の耕地面積は地租改正によって約二倍となる。このことは本間家の取入地にもあるものと見なければならぬ。当地方の地租改正は明治八年一〇月着手、同一〇年一月完了といわれるが、地租改正の結果が覚帳の記録にあらわれるのは明治一〇年以降である。即ち明治元年及び二年は勿論、八年及び九年の記録(三十七年は抄録で内容不明)は形式内容共に徳川期のそれと全く同じであるが、明治一〇年以降の記録には分米年貢がなくなり、地価金、地租金がこれに代わる。そのため立上の記載もなくなる。又明治九年以前の取入地は、後に述べるように、反当俵田渡が極めて高く、中には数十石におよぶものもあり、年季も長く、明治一〇年以後の取入地と取入条件が異なっている。それで明治九年以前と同一〇年以後とは各別に計算した。この場合、明治九年以前(徳川期を含む)の取入地で同一〇年以後に請返され、それが改正面積で記されている場合は旧面積に改め、明治九年以前の取入地から除却した。第一表のA、明治一〇—三八年の請返がそれである。明治九年以前の買取地(永地)又は質流地で明治一〇年以降において売渡された場合は当然改正面積で記載されている筈である。しかしそれを確かめる方法は全

くない。同様に新旧面積の相違のために取入不明とされた請返地又は増金地もあり得ることは既に述べた通りである。これ等の土地の新旧面積に相違がある限り、集積面積にはこのような誤差を含むものと見なければならぬ。

(4) 口数は地引（地代金）の支払又は請取口数である。取引相手方の員数を示すものではないが、上巻の記録から推せば、稍それに近い数であろう。

(5) 取引形態を買取（年季譲を含める）と買取、請返と売渡に分けた。しかし、質と買取の中間の性質をもつ取引がある。「本証文永譲ニ候得共〇年季ニ至リ元地引ヲ以テ売渡可申」と言う売戻附買取がそれである。この場合の支払は地引と増金とに分かれ（曾て筆者はこれを即時増金と名附けた）、いわば「流す」ことを勘定に入れた年季売である。増金を伴なわぬ「永譲」或は「永地」は買取とも見られるが、後に増金された例（一七年、下巻三五頁）もあり、売戻した例もあるので、明治九年以前の永譲或は永地は質と売買の中間の性格をもつと見るのが適當である。抄録の場合は単に永地或は永代とあるだけで増金の有無は不明である。しかし、土地永代売禁止解除後の「永地」には買取が多いだろう。このような事情があるので増金を伴なう永代取入は質とし、単に永譲又は永地とあるだけで増金又は年季の有無不明のものは買取と看做した。

集積面積は第一表の通りである。

明治九年以前の集積について見ると、その取入は大部分質である。抄録でない三カ年（明治二年、八年及び九年）についてその取入条件を見ると、永譲も年季地も共に反当地引に著しい差があり、反当俵田渡は一般に極めて高く且つ年季も長い。買取四三口中三〇口は三〇年季である。このように取入条件は徳川期のそれと全く同じである。次ぎにその例を示す。

地引(地代金)

取入形態

面 積

俵 田 渡

同上反當

三分
四〇六・三

三三季壳戻
附 永譲

反畝歩
田 九・四〇〇

俵斗升合
二八・二六八

石
一・二二〇

六三・一
円

三〇年季

下田〇・一〇〇

四・一〇〇

一七・〇〇〇

一〇〇・〇〇〇

三年季

耕地一・五〇〇

一〇・〇〇〇

二・六六六

三四〇・〇〇〇

二〇年季

二・三〇〇

二六・〇五〇

四・五四三

一六三・三九一

永譲

〇・〇二三

一〇・〇〇〇

五二・二二三

一四〇・〇〇〇

"

〇・九〇〇

一一・〇〇〇

四・八八八

(備考) 反當俵田渡は一俵四斗として計算、信成合資の取入地には一俵五斗のものも若干あるが、一般に一俵四斗である。

明治九年以前の集積面積の増減について見ると、取入六町三反に対し売渡請返合せて一二町九反、取入不明地の請返を合すると一七町九反で、差引六町六反(集積①)又は一一町六反(集積②)の減少である。前述の通り集積①は取入地の二重計算の可能性があり、同じく②は取入に記載されなかった土地の請返を含む可能性があるから、集積①は集積面積の最大限を、集積②はその最小限を示すといえる。故に両者の平均をとると九町一反の減となる。凡そ九町内外の減少といえるだろう。これは言うまでもなく、明治初年の集積面積四四四町二反⁽²⁾(上巻により筆者計算)が減少したものである。集積地の減少は、政情不安のため、本間家が取入を控えたことにもよるであろうが、取入れの減少は天保末期以来の一貫した傾向であり、庄内農業の発展史を研究する場合、注目すべき点である。

次ぎは明治一〇—大正一〇年間の状況であるが、以下信成合資への売渡はなかったものとしてこれを見ることにする。

先ずこの期間について注目されることは取入、請返売渡共に口数においても面積においてもその著しい増加である。特に買入、売渡の増加が目立つ。質と買取の取入中に占める各割合は年によって異なるが、この期間中に取入れた総面積中に占める質の割合は口数において約五〇%、面積において四六%で、明治九年まで続いた質の取入中に占める地位は買取によって代られたことがわかる。明治三三年新井田会社設立後、本間家の取入は急に減ずる。同会社の取入状況は不明であるが、その解散に際し信成合資に売渡した土地は口数二九、面積二七町四反、うち質は口数二三、その面積二三町五反五畝二四歩で、質が圧倒的に多い。これを本間家の取入と看做し、第一表に加算しても前述の事態に大きな変化は起らない。特に注目されることは年代が降るに従って質の地位が低下することである。質の地位の低下と共に注目すべきことは明治九年以前に比べ、その年季の著しい短縮である。この期間の年季の記載された取入五三四口について見ると五年以下（大部分三年又は五年）一二七二口、六一一〇年（大部分一〇年）二三六口、一一一五年一七口、一六一二〇年七口で、三〇年季は明治一〇年の二口だけである。明治二一年までは殆んど五年以下で二四一口、六年以上は四二口、その大部分は一〇年季で、一〇年以上は一口もない。二二年以降は五年以下が急に減じ、代って一〇年季が増加する。取入中に占める買取の地位の向上は所有権の確立によって土地所有が法的に保証されたことによるものであり、これに反し質取の地位の低下は不況期における貸金に附随する不安によるもので、これが又買取増加の一因でもあろう。明治年代の不況期において年季が極端に短縮されたのはこの不安を除く手段に外ならぬ。買取の増加は明治九年以前の事情と著しく異なるところで、不況の影響も無視出来ないが、土地所有権の確立によって金融による土地集積から所有権の買取による集積へ転換しつつあることを示すものであろう。

次に取入地増減の時期について見よう。取入の最も多かった時期は明治一〇—二九年であることは第一表の通りである。この期間において質と買取とを合せて五〇町以上を取入れた年を数えて見ると、一一、一六、一八、一九、二一年及び二五年の六九年である。そのうち買取一五二口、二四一町一反、買取二七九口、二五四町、計四三一口、四九五町二反で、明治一〇—大正一〇年間の総取入面積の四九%に当る。なかんずく一八、一九兩年の取入が多く、それぞれ一一二町四反、一四七町一反、計二五九町五反で、前記六九年の取入の約二分の一に当る。一一年、二一年及び二五年は買取が、一六年は買取が多く、一八、一九の兩年は買取買取共に多い年である。これは言うまで

面積

売 渡			増 減		集 積(1)		取入不明地の請返			集 積(2)	
口	面	積	△	減	△	減	口	面	積	△	減
	反			反		反		反			反
2	12.720		△	66.107	△	66.107	22	50.225		△	116.402
			△	143.906	△	210.013	36	68.705		△	212.611
2	12.720		△	210.013			58	119.000		△	329.013
76	895.711		△	366.010	△	366.010	3	11.901		△	377.911
70	1,160.424		2	344.816		1,978.806	4	11.514			1,955.321
56	1,194.210			22.010		2,000.816	34	562.616			1,414.715
33	184.427			849.706		2,850.522	50	252.814			2,011.607
69	335.422	△		65.415		2,785.107	19	104.403			1,841.719
40	73.828	△		104.821		2,680.216	4	11.127			1,725.701
40	77.307	△		171.212		2,509.004					1,554.413
8	14.908	△		31.626		2,477.308	3	3.003			1,519.720
392	3,936.517			2,477.308			117	957.518			
346	15,084.622	△	15,084.622		△	12,607.314					
758	19,021.209	△	12,607.314				117	957.518		△	13,564.902

計算、Cは信成合資会社への売渡、Bに計上すべきもの。
地の請返を考慮したもの。

もなく当時の不況を反映するもので、大
体東京市場における米価の騰落に應じて
取入面積は増減している。

売渡請返による取入地の減少も亦明治
二〇年前後に最も多い。明治一〇—二九
年間において三〇町以上減少（取入不明地
の請返を含む）した年を拾って見ると、一
三、一四、一五、一七、二〇—二二、二
四、二五及び二六年の一〇カ年で、その
請返口数二六八、面積二四三町一反、明
治一〇—大正一〇年間の総請返面積（取
入不明地の請返を含む）の五五%に当る。

又売渡は口数一二二、面積二八五町六反、
同売渡面積の七二%に当る。請返の特に
多かった年は明治一四年及び二〇年以後
で、これは一〇年代に取入れた土地が年
季明に達したためである。しかし請返さ

明治以降における本問家の土地集積

第 1 表 集 積

		取 入		取 入		請 返	
		口	面 積	口	面 積	口	面 積
A	明治 1 — 9 年	43	58.216	3	5.014	37	116.617
	10 — 38					95	143.906
	計	43	58.216	3	5.014	132	260.523
B	明治 10 — 14 年	86	665.900	27	257.107	40	333.306
	15 — 19	91	1,533.215	172	2,269.822	39	297.727
	20 — 24	206	1,371.105	165	925.404	108	1,080.219
	25 — 29	153	1,057.414	105	769.821	113	793.102
	30 — 34	16	83.706	58	606.825	58	420.524
	35 — 39	2	15.023	31	282.412	77	428.428
	40 — 44	1	4.610	15	24.202	25	122.707
	45—大正10 計	555	4,671.103	577	5,237.128	463	3,494.406
C 明治43—大正10年							
C + B		555	4,671.103	577	5,237.128	463	3,494.406

1. Aは地租改正前の取入れ地、Bは地租改正後の取入れ地に関する
2. 請返しには取入れ不明地のそれを含まない。集積(B)は取入れ不明
3. 反未満は畝歩である。
4. 詳細は本文参照。

れなかった土地も多かったことは後に見る通りである。売渡の特に多かった年は一三—一五年、一七年及び二一年で、二一年が最も多く、一五年がこれに次ぐ。

これを要するに明治二〇年前後に集積地の変動が最も激しく、集積面積もこの頃に最高に達したもののようである。不況は農村の社会構造及び農業の生産関係（暫小作から賃貸借に基づく小作へ）を変化せしめる有力な契機であったと言える。

最後に総集積面積とそれに含まれる新旧面積の関係について述べる。

集積面積の増減の状況は前述の通りであるが、取入不明地の請返があり且つ又同じ土地の面積が地租改正前と後とで異なるとすれば、前述の計算によって総集積面積を知ることとはできない。しかし、『集積過程』の下巻によって総集積面積を知る手掛りは一つある。本間家が信成合資へ売渡した面積一、五〇八町四反（第一表のC）と昭和二一年本間宗家所有地面積（下巻二九三頁）田三四町三反（畝以下省略、以下同）、畑三二町四反、原野九反計六七町七反（山林、宅地等省略）がそれである。昭和二一年の所有地は信成合資への売り残しか、新たに取入れたかは明らかでないが、信成合資からの買取でなければ信成合資への売渡面積に加算すべきものである。しかし、信成合資から買取ったかどうかは知ることができない。信成合資への売渡は明治四二年—大正九年間（大部分四三年）に行なわれたが、明治四三年以降の取入地は大正七年のそれを除き、すべて売渡されたものようである。しかし、それ以前の取入地については知ることができない。大正七年の取入は少面積の宅地と他人名儀で払下げた国有林一八町余である。これは本稿に関係がないから除き、二一年の所有地を別にすれば、信成合資への売渡面積は、一応、集積面積の全部と見てよいと思う。いま信成合資への売渡面積と昭和二一年の所有地（売り残しと仮定）との合計を以て総

集積面積と仮定すると大正一〇年における本間家の総集積面積（明治四〇—大正一〇年における信成合資の取入を含めない）は一、五七六町二反となる。

ところで明治一〇年—大正一〇年間の集積面積は、信成合資への売却を考慮しないとすれば、二四七町七反（集積①）又は一五・一町九反（集積②）である。前述の理由でその平均をとれば一九九町八反となる。これを以てこの期間の集積面積と仮定すると、前記の大正一〇年現在総集積面積は一、三七六町四反の超過である。従ってこの超過分は明治九年以前（徳川期を含む）の取入地でなければならない。即ちその改正面積である。明治九年以前の取入地の増減は第一表のAの示す通りで、二一町（集積①）又は三・二町九反（集積②）の減少である。例の如くその平均をとれば二六町九反の減少となる。これを明治九年以前の取入地の減少面積と仮定し、明治初年の集積面積四四四町二反から除くと、四一七町九反となる。従って地租改正によりこれが三・二九倍になったことになる。この計算は正しいものではない。多くの仮定に立つばかりでなく、前述のように明治九年以前の買取地又は質流地で同一〇年以後に売却されたものもある筈であり、その場合は当然改正面積で記録されているからである。実際、このことは第一表の明治一〇—一四年間における集積面積の赤字という不合理にあらわれている。これはそれ以前の取入地の売却であることを示している。同じことは明治一五年以後にもある筈である。又同じことは取入不明地の請返にもあると見なければならぬ。若しこれを修正することができれば、四一七町九反は減少し、前記の倍率は更に増加する筈である。ところで、前記の倍率は地租改正による庄内地方の耕地面積の増加割合約二倍より著しく大きい。このことについては本間家の土地集積の特徴と見るべきであると思う。即ち取入地のうちには地租改正によって一〇倍以上になった例もあるからである。明治九年以前の本間家の取入地の実際面積は三倍以上であったと見ることに

よって、徳川期の取入地の反当俵田渡三石〇六升、集積地同二石六斗七升という高い俵田渡の成立も理解することができる。

このように見て来ると、本間家の集積地の大部分は徳川期において取入れたものであったと言える。

(二) 取引単位面積の大小と集積面積

明治一〇年代から二〇年代にかけて土地を手放した者とこれを手に入れた者が多かったことは既に見た通りであるが、集積面積の増減に主として関係があったのは小口取引であるか、又は大口取引であるかを見ようと思う。その目的は本間家の取引相手が大農であるか、小農であるか又は地主であるかを見ることにある。しかし下巻は抄録が多く、同一人の取引が数口に及ぶ場合、その取引面積を合算することができないので、已むを得ず一口の取引面積の大小によってこれを見ようと思う。第二表及び第三表はこの目的で作成したものである。ここでも信成合資への売渡はなかったものと仮定する。従って第三表にはこれを含まない。各表の口数は相手方の員数を示すものではないが、稍その数に近いと思う。しかし、小口取引必ずしも小農の取引とは限らない。ただ大口取引は大農か大地主か又はそれに近い有権な者の取引であろうと言ひ得るに過ぎないものである。

20反～		計	
口	面積	口	面積
	反		反
6	192.812	86	605.900
19	934.122	91	1,588.215
10	274.606	206	1,371.105
13	385.208	153	1,057.414
1	31.508	16	83.706
—	—	2	15.023
—	—	1	4.600
49	1,818.326	555	4,671.103
5	186.717	27	257.107
15	1,317.301	172	2,269.822
8	246.107	165	925.404
9	452.211	105	769.821
8	405.314	58	606.825
2	268.920	31	382.412
—	—	15	24.202
—	—	4	1.325
47	2,877.210	577	5,237.128

第二表の質取について見ると、口数では三反未満が最も多く三〇%を占める。五反以上一町未満、三反以上五反未満がこれに次ぎそれぞれ二八%、二〇%、三者計七八%を占め、大部分小口の取入である。しかし面積では一口二町以上の取入のものが最も多く三八%である。その口数は僅かに八%に過ぎない。このうちには五町以上一〇町未満六口(四〇町五反)、一〇町以上一口(田一九町七反)が含まれ、いずれも明治二〇年前後の取入である。

買取について見ると、口数では三反未満が最も多く、総数の四五%を占める。このうちには一反未満の取入が九九口含まれる。三反以上五反未満、五反以上一町未満は殆んど同数、合せて三五%である。即ち総口数の八〇%は一口五反未満の取入である。しかし、面積では口数の最も少ない一口二町以上の取

明治以降における本問家の土地集積

第2表 取引規模別取入面積

		0 ~ 3反		3 ~ 5反		5 ~ 10反		10 ~ 20反	
		口	面積	口	面積	口	面積	口	面積
買取	明治 10—14 年	33	49.825	12	47.802	26	197.912	9	117.409
	15—19	9	18.313	17	69.002	19	132.725	27	378.913
	20—24	56	112.926	47	189.807	73	538.600	20	255.026
	25—29	63	113.715	29	120.924	32	222.914	16	214.513
	30—34	7	9.100	4	16.318	4	26.710	—	—
	35—39	—	—	1	3.907	—	—	1	11.116
	40—44	—	—	1	4.600	—	—	—	—
	計	168	304.019	111	452.500	154	1,119.001	73	977.117
買取	10—14	15	22.024	4	18.104	2	19.409	1	10.718
	15—19	46	86.706	37	143.603	47	301.701	31	420.011
	20—24	75	115.815	32	128.823	34	240.216	16	194.300
	25—29	60	78.127	17	66.314	13	94.227	6	78.802
	30—34	28	38.411	10	37.500	6	40.202	6	85.328
	35—39	21	16.325	1	3.314	2	17.204	5	76.627
	40—44	13	9.917	1	4.916	1	9.229	—	—
	45—大正10	4	1.325	—	—	—	—	—	—
	計	262	369.003	102	402.523	101	722.326	65	865.926

入が最も多く、五六%を占める。その口数は八%に過ぎない。このうち一口五町以上一〇町未満の取入一三口、面積一〇八町三反、一〇町以上二口、七八町四反が含まれ、うち一口は五七町七反である。これは明治一九年の買取で、この年は土地の種類の記事が省略されているからその地種は不明であるが、反当地代金は三八円で他の買取と殆んど同じであるから恐らく耕地、主として田であらう。大口取引には原野又は原野を含む場合が多いが、耕地の取引も原野に劣らず大きな場合があるのである。又『集積過程』上巻の例によれば、同一人で数口の取引をする者は大口取引者に多い。従って大口取引の場合は、一人当りの取引面積は口数で見えた場合より大きくなるかも知れない。このような大口買入は買取と同様二〇年前後の買入である。取入の状況は以上の通りで、その口数の多いのは三反未満の小口取入特に小口買取が多かったためであり、集積面積の増加は主として大口の買取によるものである。小口の譲主必ずしも小農ではないが、小農が多数含まれていると思われる。大口の譲主は明らかに大農か大地主で、明治初期の不況は一般農民に限らず、大農、地主にも打撃であったことがわかる。

第三表について見よう。先ず、請返

(取入不明地の請返を含む)であるが、取入口数よりその口数の多いことは年季の關係から当然あり得ることであるが、第三表の請返口数が第二表の買取口数より多い直接の原因は取入不明地の請返を含むからである。取入不明地の請

積			計		
20反一					
口	面	積	口	面	積
	反			反	
4	129.309		43	345.207	
4	121.612		43	309.311	
15	811.912		142	1,642.905	
9	248.504		163	1,045.916	
5	142.502		77	524.927	
3	113.706		81	439.625	
1	31.508		25	122.707	
—	—		6	21.116	
41	1,599.123		580	4,451.924	
10	678.807		76	895.711	
16	844.716		70	1,160.424	
16	1,016.115		56	1,194.210	
2	107.105		33	184.427	
3	77.604		69	335.422	
1	57.414		40	73.828	
1	23.304		40	77.307	
—	—		8	14.908	
48	2,805.205		392	3,936.517	

返のうちには旧面積による取入地が多いことは既に述べたが、分割請返し又はその反対に一括請返の場合もあるので、抄録の場合はこれを発見できず、取入不明地となったものも多いだろう。

請返と年代との関係を見ると、明治一〇—一九年間に比較的少ない。これは天保末期から取入が減少したことと関係があらう。次の明治二〇—二九年間に多いのは明治一〇年代に取入れた土地が年季明に達したためで、前述の通り明治一〇年代の取入が多く、その年季は一〇年以内、特に五年以内、が圧倒的に多いためである。しかし年季に達しながら請返されなかった土地も少なくない。第三表の一五—二九年間の請返から取入不明地の請返（第一表）

第3表 取引規模別請返、売渡面

		0—3反		3—5反		5—10反		10—20反	
		口	面積	口	面積	口	面積	口	面積
請返	明治 10—14 年	13	22.117	6	23.529	16	126.002	4	44.110
	15—19	19	25.905	7	28.216	8	60.512	5	72.926
	20—24	29	49.821	28	113.707	44	323.804	26	343.521
	25—29	48	97.406	44	176.918	46	314.821	16	208.127
	30—34	31	61.909	12	45.709	20	150.429	9	124.308
	35—39	36	63.425	20	82.608	18	126.924	4	52.822
	40—44	10	13.128	8	33.700	5	33.115	1	11.116
	45—大正10	4	5.813	1	4.304	—	—	1	10.929
	計	190	339.804	126	508.901	157	1,135.817	66	868.209
売渡	10—14	46	56.004	6	24.410	8	56.620	6	79.800
	15—19	19	21.714	15	58.415	8	57.018	12	178.421
	20—24	20	19.514	6	22.009	7	53.524	7	82.908
	25—29	24	19.503	1	4.620	5	41.017	1	12.112
	30—34	46	36.917	9	30.604	10	162.316	2	27.911
	35—39	38	13.223	1	3.121	—	—	—	—
	40—44	34	27.012	4	16.801	—	—	1	10.120
	45—大正10	7	4.611	—	—	—	—	1	10.227
	計	234	198.708	42	160.120	38	370.705	30	401.709

請返には取入れ不明地の請返を含む。

を除き、取入は年季を考慮して五年繰上げ、一〇―二五年間の取入（第二表）と比較すると、取入口数三八三、面積三五一町に対し、請返口数二六〇、面積二一七町一反で、取入に対する請返の割合は口数において六八%、面積において六二%である。これは明治一〇―大正一〇年間の総賃取面積に対する総請返面積（取入不明地の請返を除く）の割合七五%より著しく低い。これは不況期における請返が他の期間に比べ少なかったこと、即ち流れたものの多かったことを示すものである。

前述の明治一〇―二五年間の取入にたいする同一五―二九年間の請返割合（率）を一口当り取入面積の大小別に見ると、口数では一口三反以上五反未満の取入の請返率が最高で七四%、以下三反未満七一%、五反以上一町未満六九%、二町以上六六%、五反以上一町未満六一%の順で、口数から見れば各部類とも過半数請返されているが、概して小口の取入が請返されている。面積の請返率を見ると口数の場合と同様一口三反以上五反未満の取入が七四%で最高、三反未満がこれに次ぎ七一%で、共に口数の割合と等しい。以下五反以上一町未満六六%、一町以上二町未満六〇%、二町以上五八%の順で概して小面積の取入の請返が高く、大面積の取入の請返率が低い。大口の取入の場合でも各その部類の中で小面積の取入の方が多く請返されていることは口数の比率より面積の比率が低いことよって明らかである。この期間の集積面積に主として寄与したものは大口の賃入者であったといえる。実際、前記取入面積三五一町と請返面積二一七町一反との差一三三町九反の四四%、五九町四反は概ね二町以上の取入地の請返されない土地と見られる。

次ぎは売渡の状況であるが、第三表を見て注目されることは口数の過半が一口三反未満の売渡であることである。男に立入ってこれを見ると、この一口三反未満の売渡のうちには一口一反未満の売渡が一五二口、その平均三畝に

過ぎないものが含まれている。ところが面積を見ると、口数では僅かに一二%を占めるに過ぎない一口二町以上の売渡が明治一〇—大正一〇年間の総売渡面積の七一%を占める。このうちには一口一〇町以上のものが六口、一口三町二反が含まれている。大口売渡の場合は買取の場合と同様、原野、畑を含む場合が多いが、田だけの場合も少なくない。

三〇町以上売渡した年を拾って見ると、明治一三、一四、一五、一七及び二十年の五カ年で、その口数八三、面積二四〇町五反で、明治一〇—大正一〇年の総売渡面積の六一%を占める。そのうち一口五町以上の売渡は一口三、面積一四八町五反で、前記五カ年の売渡の、口数では一六%であるが、面積では六二%を占める。これを前記五カ年のうちでも売渡の特に多い一五年及び二十一年について更に立入って見ると、一五年は五町以上の売渡三口、面積四二町九反、うち一口町以上一口、二九町八反で、その年の総売渡口数一七、面積五九町に対して占める五町以上の割合は、口数では一八%であるが、面積では七二%である。又二十一年は五町以上五口、その面積五八町一反、うち一口町以上二口、その面積三六町四反で、その年の総売渡口数二六、面積八六町九反に対し五町以上の売渡の占める割合は口数では一九%、面積では六六%である。これで明らかなように、売渡面積の多い年の売渡は主として大口の売渡である。このことは本間家と同様不況期にあっても大量に土地を購入する小教者があったことを示すもので、明治初期の不況期において土地移動が激しく行なわれ、そしてそれが小数の者の手に集積されたことを示している。その間本間家は売る者があれば買い、買う者があれば売り、土地売買業の役割を果たしたように見える。

土地の売買による移動に伴って地主と小作人との関係も変化したに相違ない。しかし本間家の場合は、前に見たように、集積地の大部分は徳川期の集積である。その小作人が曾て直小作であった譲主の子孫であるとすれば、従

來の關係或は慣行がどのように變化したか、興味ある問題であるが、下巻の資料からはこれを知ることとはできない。これは今後の課題である。

(三) 取入地の小作料（俵田渡）

地租改正による繩延の是正は小作料にどのような變化をもたらしたか、又質と売買の両性格をもった「永譲」がなくなり、両者の區別がはっきりして來たが、取入条件としての小作料から見た場合、その間にどのような相違があるか、これを知る目的で作成したのが第四表である。地種が耕地となっており、田畑の区分が不可能なので甚だ不完全なものとなったが、或程度の目的は達していると思う。

反当小作料を見ると、買取地の方が質取地よりも高い。しかしいずれも一石内外で地租改正前より著しく低く約三分の一である。これは繩延の是正によるものであらう。土地生産力が不明なので、實質的にいずれが高いか、正確には決めかねるが、両者共に大体において法定地価の高低に応じて小作料の高低も定まっている。これは両者共に土地生産力に応じて定められているからであらう。そこで法定地価一〇円当小作料を見ると買取地の方が高い。従つて實質的にも買取地の方が質取地より小作料が高いとみてよいと思う。

現実の地価である地引（明治一〇年後は地代金となる）の利子としての小作料を地引一〇円当りで見ると質の方が高い。^(進)反当小作料の低い質地が逆が高いということは質地の地引換元利率が高いこと、即ち反当地引の低いことによるものである。土地の売買価格は原則として土地の生産力によつて定まるとすれば、土地生産力を基礎にして定められた法定地価と地引との比率は地引の實質的高低を示す筈である。これを見ると質地は著しく低い。この比率に

第4表 俵田渡と地価

(1) 買取地(永地)

年次 (明治)	口数	面積	反当地価 (A)	反当地引 (B)	反 当 俵田渡	地価10円 当り俵田渡	地引10円 当り俵田渡	B A	%
10	1	0.224	18.464	23.214	0.357	0.193	0.154	125.7	
13	1	9.513	36.685	78.890	1.048	0.286	0.133	215.0	
16	38	568.325	35.142	48.292	0.962	0.274	0.199	137.4	
18	32	430.712	38.026	41.420	1.072	0.285	0.261	108.9	
20	23	207.122	37.771	43.707	1.062	0.281	0.243	115.7	
21	9	113.702	37.209	51.987	1.052	0.283	0.202	139.7	
28	11	86.909	36.931	114.563	1.123	0.304	0.098	310.2	
30	22	253.807	34.128	145.221	0.981	0.287	0.068	425.5	
35	2	265.017	20.307	106.879	0.808	0.398	0.076	526.3	
38	3	11.517	25.467	130.522	0.957	0.376	0.073	512.5	
40	2	1.519	34.407	126.972	1.057	0.307	0.083	369.0	
計	144	1,948.717	34.057	—	0.994	0.261	—	—	

1. 抄録でない年全部の調査である。
2. 反未満は畝歩である。
3. 地価は法定地価、地引は時価である。
4. 反当地価、反当地引、反当小作料の計の行は平均である。

(2) 質(年季)取地

年次 (明治)	口数	面積	反当地価 (A)	反当地引 (B)	反 当 俵田渡	地価10円 当り俵田渡	地引10円 当り俵田渡	B A	%
10	6	8.912	33.436	21.326	0.940	0.281	0.441	63.8	
13	4	43.405	32.911	20.499	0.368	0.112	0.180	62.8	
16	7	103.528	41.830	26.460	0.774	0.228	0.271	77.8	
18	23	599.319	35.811	27.795	0.835	0.223	0.301	77.6	
20	30	251.205	37.728	31.440	0.973	0.258	0.308	83.3	
21	44	380.923	36.191	43.971	1.065	0.294	0.242	121.5	
28	23	156.725	35.108	81.068	1.028	0.293	0.127	230.9	
30	14	75.812	36.746	106.846	1.027	0.280	0.096	290.8	
38	2	15.023	37.579	81.920	1.096	0.292	0.135	—	
計	153	1,635.207	35.938	—	0.923	0.257	—	—	

1. 買取地の備考参照。

は小作料の差も含まれるが、その差が小作料の差以上であることは利率の差を示していると思う。

(注) 第四表(2)地引一〇円当り俵田渡、明治一〇年が特に高いのは恐らく地租改正による面積改正未完了の土地が含まっているからであろう。これは例外と見るべきものである。なお東京米価年平均で地引に対する小作料率を第四表によって試算してみると、質地の方が各年共三分内外高い。

質地の反当小作料が土地生産力に比べ何故低いか、その条件を知ることとはできないが、質は土地を介する金融であるから、商品としての土地の売買よりも、取引当事者間の主観が入り込む余地が多いためであろう。即ち借主が土地の価額まで借れないか、又は貸主が貸さないか、そのいずれかであろう。従って商品としての土地の小作料としては、いうまでもないことであるが、買取地の小作料をとるべきである。その反当小作料が一石内外であるとすれば、当時の反収から見ても納得できないものではない。これを仮りに一石とすると、徳川期のそれは約三倍に当り、前に計算した土地の縄延と一致する。本間家の地租改正前の取入地が庄内地方の農地一般より特に縄延が大きかったことは確である。

注(1) 資文堂刊『道府県地租改正紀要』。斎藤正一著『栄村史』一六六頁。

(2)、(3)、(5) 拙稿「徳川後期における本間家の土地集積」(『本誌』一四卷一号)。

(4) 拙稿「本間家取入地の分米、年貢、俵田(畑)渡」(『本誌』一四卷三号)。

二、信成合資会社の集積

信成合資会社(以下信成合資という)の土地集積に関しては、最初の三期(期は会計年度)を除けば、土地の面積、価額及びその増減の事由の概略を知り得るに過ぎない。故に集積面積とその増減の状況を見るに止める。集積面積

とは財産の増加として記されている土地面積から同減少として記された面積を控除したものを言う。従って年季中のものも含んでいる。その計算方法は次の通りである。

(1)土地は耕地と原野をとった。耕地原野と共に一口となっている宅地を含む。山林は除いた。年により地種地目の不明なものがあるので已むを得ず原野をも含めたものである。この点本間家の集積面積と異なる。

(2)口数は地代金の記載口数である。地代金と面積だけで増減の事由の記載のないものもあるので、地代金受払以外の増減を含むかも知れない。又本間家の覚帳の場合のように取引相手方の員数に近いかどうかは明らかでない。更に又数取引合併されて一口となっているものも含んでいるかも知れない。

(3)交換は売買とみなした。

(4)耕地整理による増減のうち、地代金の記載あるものは売買^(注)とし、その記載のないものだけを耕地整理による増減として別に計算した。

(注) 買取としたものうちに、地代金八三〇円で、「第壹回第拾壹号ノ内式拾九歩耕地整理トナリ反別増五畝貳拾九歩永地」(一九九頁)と記されたものがある。又これと同じ内容のもので旧面積の記載がなく、耕地整理後の面積だけ記されたもの一口、一反二畝一二歩(一九九頁)がある。共に第一回(期)の取入であるが、これを確めることは下巻の記録ではできない。従って旧面積だけ重複している。単に「増地」又は「増地永地」とだけ記されたものも前記のものと同じものと見て買取とした。その口数八、面積一町一反余である。

(5)増金に面積の記入あるものとその記入のないものとがある。その理由は明らかでないが、資料の性質上取入地の記入洩はない筈であるから、これは計算しない。その口数一三、面積五町六反八畝〇一步である。

(6) 「年季地売却」は「年季売戻」と同じものと見て請返に入れた。その口数三、面積二反一四歩である。

(7) 「特約地」は「年季特約」というのが一例あるので年季取入地と看做した。その例というのは買取地の一部が売主とは別人の「年季特約地」となっているものである（第一期の入れ、二七九頁）。

(8) 「明地永地」「永地明地」は地代金から判断して買取としたが、増金であるかも知れない。増金であるとすれば重複したことになる。しかしその口数は五、面積二反二畝〇七歩に過ぎない。

(9) 期（又は回）は会計年度であるが、その始期終期は明らかでない。第一期は二月一日―九月三〇日である。しかし一期一年として以下順次年次を当ると、第四〇期は昭和二十一年となり実際と一致するので、年次はそれによった。

(10) 増減の事由が稍明らかにされているのは第二五期（昭和六年）までである。その中にも年季地、請返地の外事由の記入のないものがある。この場合は地代金のあるものは売買とした。二六期以後は自作農創設の売渡だけがその旨記されている。この場合は、疑問もあるが、地代金のあるものはすべて売買とし、然らざるものは耕地整理による増減と看做した。

(11) 面積の修正による増減等、売買、質取、請返以外の事由による増減は小面積であるから、計算の便宜上耕地整理による増減に計算した。

(一) 増加面積

第五表にこれを示す。但し本間家から買取った土地

耕地整理による増	合 計	
	反	反
	—	1,435.504
	—	1,203.300
	—	2,145.908
1,065.428		1,228.710
106.703		626.827
1,172.201		6,640.319
91.613		328.718
1.904		86.228
12.105		311.107
105.622		726.123
1,277.823		7,366.512

(第一表のC)を含まない。

先ず取入れの状況であるが、これを本間家のそのの延長と見て、その年代的増減の状況を見よう。但し耕地整理による増加はこれを除く。本間家の取入が明治三〇年代から大巾に減少したことは既に見た通りである。その三〇—三九年年間の取入れに新井田精米株式会社(以下新井田という)から買取った分、買取二三口、一二三町五反(反未満切捨、以下同じ)、買取六口、三町八反を加えると買取四一口、三三町四反、買取九五口、一〇二町七反、計一三六町二反で、平均五カ年間の取入れ六八町一反である。このうちには新井田で請返された面積を含まないから、実際の取入れ面積よりは少なく計算されているが、その直前の五年間の取入れ一八二町七反に比すれば二分の一以下である。従って新井田の取入れを加えても本間家の三〇年代の取入れは以前より減少したことは明らかである。信成合資の明治四〇—四四年間の取入れ面積から新井田から買取つ

第5表 増 加 面 積

期	買 収		買 取		計	
	口	面 積	口	面 積	口	面 積
1—5 (明治40—44年)	61	541.912	99	893.522	160	1,435.504
6—10 (" 45—大正5)	88	933.212	33	270.018	121	1,203.300
11—15 (大正 6—10)	67	1,991.009	14	154.829	81	2,145.908
16—20 (" 11—昭和1)	32	98.601	13	64.611	45	163.212
21—25 (昭和 2—6)	19	174.101	24	346.023	43	520.124
計	267	3,738.905	183	1,729.213	450	5,468.118
26—30 (昭和 7—11)	16	237.105	—	—	16	237.105
31—35 (" 12—16)	22	84.324	—	—	22	84.324
36—40 (" 17—21)	10	299.002	—	—	10	299.002
計	48	620.521	—	—	48	620.501
合 計	315	4,359.406	183	1,729.213	498	6,088.619

1. 反未満は畝歩である。
2. 本間家より買取った土地を含まない。
3. 詳細は本文参照。

た分（前に本間家の取入れに加えた分）を除くと一一六町一反となり、前記本間家の三〇年代の取入れより著しい増加である。明治四五―大正五年間の取入れは直前のそれと大差なく、大正六一―一〇年間のそれは二一四町五反で、著しい増加を示す。これは明治二五―二九年間の取入れよりも多い。その後は急に減少し、昭和の初めに稍増加する以外は極めて少なく、耕地に代って山林、宅地、建物の取入れが主となる。

明治四〇年代以降の米価は同三〇年代のそれにくらべ寧ろ高い方であつた。それにも拘らず四〇年代及び大正の始めに取入れが増加したのは米価が一般物価にくらべ相対的に下落したからであらう。又昭和の始めの増加は不況によるものであることは言うまでもない。しかし、相対的にも絶対的にも米価の高かつた大正六一―一〇年間の取入れが明治以降第三に多い取入れ面積に達し、且つその直後再び急減したことは他の時期の状況と全く異なるところである。

（注）日銀調卸売物価指数（森田優三著『物価指数の理論と実態』附録五頁及び六頁より）

年次	明治	
	明治	大正
一般物価	129.3	40
米価	136	41
	112	42
	113	43
	147	44
	176	45
	183	2
	137	3
	111	4
	116	5
	167	6
	276	7
	390	8
	376	9
	262	10
	297	11

（備考）一般物価は東京卸売物価新指数。三三年基準米価は東京卸売物価指数、基準年同右。

前述の取入れの状況を更に形態別にこれを見よう。明治三〇年代の取入れである新井田より買取った分を除くと、明治四〇―四四年間の取入れは買取が買取よりも稍多く、口数で五八%、面積で五七%を占める。買取はその後次

第に減少し、昭和の始めに再び増加して買取を上廻るが、昭和七年以降は全くなくなる。しかし昭和七年以降については疑問がある。後に見るように減少面積において請返が全然見られないからである。前年まで年季取入れがあるのであるから、請返がないとは信じられない。これは資料の不備であらう。質取の減少とは反対に買取は逐次増加し、大正の半ばに明治以降第二に多い面積に達する。しかしその後急に減少し、昭和の始めに稍増加するが、質取の増加には遙かに及ばない。買取と買取の多少は年によって異なり、各年の取入れについて見る限り一定の傾向は認め難いが、全期間については勿論、取入形態を稍正確に見ることが出来る昭和六年までの状況を見ても買取が多く、昭和六年までの総取入れの六八%を占める。これは明治三〇年代及びそれ以前の状況とは著しく異なるところである。しかしこれも大正元年から一〇年までのことであって、その後昭和の始めに買取が増加したが、その割に買取は増加しない。その理由は不明であるが、後に見るように、買取の減少とは反対に売渡が増加するところを見ると、信成合資の営業方針に変化があったことによるものと思われる。

質取の年季を見ると、年季の記載のあるのは明治四四年までであるが、その記載あるもの七四口（新井田よりの買取を除く）のうち一〇年季六七、五年季六、一五年季一で、明治三〇年代と異ならない。年季は明治初期の不況期に大部分五年以下となり、景気の恢復に伴ない一〇年前後に延長したことは前に見た通りであるが、四〇年代に買取が増加したに拘わらず、年季に変化がなかったのは買取が一般的となり、質取は一定の信用能力をもつ者に限られたからであらう。

取入面積を取入規模別に見ると第六表の通りである。先ず買取から述べると、口数では一〇%に充たない一口二町以上の取入が面積では八〇%を占め、その一口平均面積は一〇町以上である。買取の特に多かった大正一〇年ま

での一口五町以上の取入について見ると、明治四〇―四四年三口、二四町四反、同四五―大正五年三口、五二町九反、大正五―一〇年六口、一七五町三反、計一二口、二五二町六反、内一〇町以上一〇口、二三八町五反である。この期間の買取面積の七〇%は一口一〇町以上の買取によるものである。そして前記二五二町六反のうち一二〇町は原野であるが、他は大部分田で、名実共に大口の取入である。

買取について見ると、総取入れの四九%は一口二町以上の取入れで、買取よりは小口の取入れの地位が稍高い。一口二町以上の取入の一口平均は四町九反である。一口三町以上の取入れについて見ると五口、三二町で、二町以上の取入れの四〇%を占め、うち一口五町以上のもの三口、二四町三反で、そのうち一口は一三町四反である。

以上によって明らかな如く、取入面積の増加は主として大口の取入れ、就中大口の買取によるものであることは本間家の取入れの場合と類似する。しかし、最も米価の高い時期に特に大口の取入れが多く、そのために大正中期において最大の取入面積になったのである。大口の取入れは明治初期から見られたもので、一般に三〇年代以降は

20 反 ~		計	
口	面 積	口	面 積
	反		反
5	298.016	61	541.912
5	298.016	55	503.429
8	681.820	88	933.212
9	1,821.526	67	1,991.009
1	21.017	32	98.601
1	123.304	19	174.101
24	2,945.823	267	3,738.905
2	193.601	16	237.105
1	23.121	22	84.324
1	284.525	10	299.002
4	501.317	48	620.501
28	3,447.210	315	4,359.406

及び合計にはこれを含む。

20 反 ~		計	
口	面 積	口	面 積
	反		反
7	362.810	99	893.522
5	253.628	76	657.928
3	142.821	73	270.018
1	22.329	7	58.003
1	27.609	13	64.611
4	235.325	24	346.023
16	791.104	176	1,632.317

はこれを含む。

第6表 取 入 規 模 別 面 積

(1) 買 取 地

期	0～3 反		3～5 反		5～10 反		10～20 反	
	口	面 積	口	面 積	口	面 積	口	面 積
1 — 5	27	反 34.903	11	反 41.100	12	反 91.410	6	反 76.413
"	27	34.903	10	36.826	7	57.202	6	76.413
6 — 10	53	55.127	11	41.628	8	53.121	8	101.306
11 — 15	40	52.601	8	29.611	8	56.523	2	30.608
16 — 20	23	21.015	5	18.124	1	5.104	2	33.201
21 — 25	12	10.526	3	9.526	2	12.606	1	17.929
計	155	174.312	38	140.129	31	218.904	19	259.527
26 — 30	9	3.224	1	3.728	2	11.825	2	24.517
31 — 35	15	13.309	2	8.117	1	8.202	3	31.505
36 — 40	7	5.528	1	3.612	1	5.127	—	—
計	31	22.201	4	15.527	4	25.224	5	56.022
合 計	186	196.513	42	155.726	35	244.128	24	315.619

1. 反未満は畝歩である。
2. 1—5 期の下の行は新井田株式会社より買取った土地を除いたもの。但し計
3. 詳細は本文参照。

(2) 買 取 地

期	0～3 反		3～5 反		5～10 反		10～20 反	
	口	面 積	口	面 積	口	面 積	口	面 積
1 — 5	25	反 51.529	32	反 129.613	21	反 146.016	14	反 203.414
"	20	40.824	23	89.902	17	118.913	11	154.522
6 — 10	17	22.602	5	20.406	5	33.307	3	50.812
11 — 15	1	2.119	2	6.526	2	13.419	1	13.400
16 — 20	6	5.527	4	16.226	2	15.109	—	—
21 — 25	4	8.109	7	29.012	8	60.001	1	13.506
計	53	90.026	50	201.923	38	267.922	19	281.202

1. 反未満は畝歩である。
2. 1—5 期の下の行は新井田株式会社より買取った土地を除いたもの。但し計に
3. この外に合併記入のもの11期7口、96反826がある。
4. 詳細は本文参照。

取入の減少に伴ない、その年の取入面積の多少を左右するものとなり、ために米価の動向と取入面積の動向との關係を薄くする傾があつたが、大正中期の状況はこのようなものではなく、米価が相対的にも絶対的にも最も高い時期に大口の売渡人が出たことを示している。このことは、最早土地移動は、庄内地方と雖も、これまでの如く単に米価又は農村の景況からだけでは理解し得ないまでに社会経済的事情が變化したことを示すものである。

(二) 減少面積

第七表は減少面積を示したものである。ここでも耕地整理による減少を除き、売渡と請返の状況だけを見ることが出来る。先ず注目されることは、第二期(昭和二年)以降著しく売渡が増加することである。それから見よう。それは協保株式会社(以下協保会社という)への売渡と自作農創設のための売渡(以下自作農売という)があるからである。面積の増加は主として前者によるものであり、口数の増加は後者によるものである。協保会社への売渡についてはその旨記載を欠くが、会社の所有面積の増加と一致する売渡面積を探して見ると、昭和六年(第二五期)から同一一年に亘り数回に行なわれたようで、その総面積は四一町五反余と計算される。自作農売は大正一五年(第二〇期)―昭和二一年(第四〇期)に見られ、その面積一二四町二反余となるが、昭和元年―昭和二〇年間の大口売渡と見たものうちにも自作農売の合併記入があるかも知れない。それ程資料に不備が多

耕地整理による減	合 計
反	反
—	158.008
—	239.809
—	428.928
295.320	805.016
81.518	2,057.710
376.908	3,689.611
54.918	3,847.217
25.624	789.523
—	1,133.505
80.612	5,770.315
457.520	9,459.926

を除く口数は68である。

いのである。

協保会社への売渡を分家による面積の減少と看做してこれを除き、自作農売も亦特殊のものとしてこれを除くと、一般購売者への売渡（以下一般売と仮称する）は二三九町となる。一般売は明治三〇—三四年の三三町から次第に減少し、毎五年間に七一八町、おおくて十数町であったが、自作農売がはじまった頃から増加し、毎五年間平均数十町となり、著しい増加といわねばならない。大正後期以後の耕地の取入れの減少、山林、宅地、建物の取入れの増加、自作農売、そして昭和六年の協保会社の設立とこの一般売の増加という変化から見ると、大正末期から昭和の始めまでの期間は信成合資の営業方針の転換期であったようである。

次に一口の売渡面積について見よう。ここでも協保会社への売渡を除く。先ず自作農売について見ると、その総面積一二四町二反から合併記入で一口

明治以降における本間家の土地集積

第7表 減 少 面 積

期	売 渡		請 返		計	
	口	面 積	口	面 積	口	面 積
1—5 (明治40—44年)	27	158.008	—	—	27	158.008
6—10 (" 45—大正5)	19	22.005	27	217.714	46	239.809
11—15 (大正 6—10)	24	82.421	71	346.507	95	428.928
16—20 (" 11—15)	114	264.021	24	245.605	138	509.626
21—25 (昭和 2—6)	255	1,842.117	13	134.005	268	1,976.122
計	439	2,868.802	135	943.901	574	3,812.703
26—30 (" 7—11)	154	3,792.229	—	—	154	3,792.229
31—35 (" 12—16)	118	763.829	—	—	118	763.829
36—40 (" 17—21)	?	1,133.505	—	—	—	1,133.505
計	—	5,689.703	—	—	—	5,689.703
合 計	—	8,058.505	135	943.901	—	9,002.406

1. 反未満は畝歩である。
2. 協保株式会社への売渡 441 町 5 反 9 畝20歩を含む。
3. 36—40期は自作農創設売合併記入53町 7 反 1 畝25歩があり。口数不明、これ
4. 詳細は本文参照。

の売渡面積不明の五三町七反を除く七〇町五反の大部分は、一口三反以上五反未満の売渡で口数においても面積においても最も多く、それぞれ四六%、五五%を占める。次ぎは一口三反未満で、そのうち一反以上二反未満三九口、面積五町一反、二反以上三反未満五二口、面積一二町五反で大部分三反内外である。一口五反以上は少ないが、一町以上のものも一口あることは第八表の通りである。

次ぎに一般売について見ると、前記二三九町九反のうち二〇四町は昭和二年以降の売渡で、八五%を占める。この二〇四町のうち一二五町六反は一口二町以上の売渡で、その口数一九、一口平均六町六反に当たる。資料に不備がないとすれば昭和二年以降大口の売渡が多かったことがわかる。大正一五年以前の一口二町以上の売渡は二口、面積六町五反だけである。そこで昭和二年以降の一口五町以上の売渡について見ると、その口数一〇、面積九七町三反で昭和二年以降の一般売の半ばに近い。これら大口の売渡地は殆んど全部田で、一口の最大面積は二二町七反

20 反 ~			計		
口	面	積	口	面	積
		反			反
1	38.606	27	158.008		
—	—	19	22.025		
1	26.808	24	82.421		
—	—	114	264.021		
—	—	64	188.717		
1	69.811	252	688.607		
—	—	178	517.012		
3	135.225	436	1,215.222		
5	307.515	151	529.819		
9	487.812	118	763.829		
4	390.825	68	596.310		
18	1,186.222	337	1,890.028		
21	1,321.517	773	3,105.321		
—	—	242	705.729		
—	—	—	537.125		
—	—	—	1,242.924		

20 反 ~			計		
口	面	積	口	面	積
		反			反
2	70.725	27	217.714		
—	—	7	20.020		
2	101.000	24	245.605		
1	38.710	13	134.005		
5	210.505	71	617.414		

14期 21口, 109反909, 計64口,

第8表 売渡、請返規模別面積

(1) 売 渡

明治以降における本農家の土地集積

期	0～3 反		3～5 反		5～10 反		10～20 反	
	口	面 積	口	面 積	口	面 積	口	面 積
		反		反		反		反
1 — 5	13	15.203	6	25.101	4	25.906	3	53.122
6 — 10	15	5.426	4	16.529	—	—	—	—
11 — 15	17	12.904	3	9.708	1	8.412	2	24.519
16 — 20	62	76.515	47	148.515	4	25.717	1	13.204
内、自作農	18	43.210	46	145.507	—	—	—	—
21 — 25	155	199.021	71	263.605	23	129.912	2	26.118
内、自作農	90	145.026	66	242.813	21	118.124	1	10.909
計	262	309.209	131	463.528	32	190.017	8	117.103
26 — 30	124	62.316	11	43.213	4	29.417	7	87.218
31 — 35	71	63.607	19	70.315	14	88.012	5	54.013
36 — 40	37	34.115	10	38.405	11	66.800	6	66.025
計	232	160.108	40	152.003	29	184.229	18	207.326
合 計	494	469.317	171	615.601	61	374.316	26	324.429
内、自作農	108	188.306	112	388.320	21	118.124	1	10.909
外に合併記入	—	—	—	—	—	—	—	—
自作農	—	—	—	—	—	—	—	—
自作農 計	—	—	—	—	—	—	—	—

1. 反未満は畝歩である。
2. 自作農は自作農創設のための売渡である。
3. 協保株式会社への売渡し及び合併記入の自作農を含まない。
4. 詳細は本文参照。

(2) 請 返

期	0～3 反		3～5 反		5～10 反		10～20 反	
	口	面 積	口	面 積	口	面 積	口	面 積
		反		反		反		反
6 — 10	9	18.108	6	25.701	5	38.521	5	64.519
11 — 15	4	6.409	2	7.603	1	6.008	—	—
16 — 20	8	13.926	3	12.111	7	44.215	4	74.213
21 — 25	2	4.425	2	8.806	3	21.125	5	60.729
計	23	43.008	13	54.221	16	110.009	14	199.601

1. 反未満は畝歩である。
2. 合併記入のもの 11期7口, 85反414, 12期13口, 50反250, 13期13口, 80反929, 326反417を含まない。
3. 詳細は本文参照。

である。大口の買取者は明治初期の不況期にも見られたところであるが、信成合資が耕地の取入れを殆んど中止したとき、このような大口の買取者があるということは興味ある問題である。買取者の住所、職業等につき知りたいところだが、それを知ることとはできない。

次ぎは請返であるが、明治四〇—四四年にそれがないのは本間家から買取った土地に質地がなかったか、少なくとも年季に達したものがなかったためである。このことは第一表の明治三五年以降の質取の減少から当然であるように思われる。明治四五—大正五年に増加するのはその直前に取入れた土地（新井田より買取を含む）が年季明に達したからである。その後減少するのは、第五表が示すように、質取が減少するからである。しかし、昭和七年（第二六期）以降、請返が全くないのは資料の不備によるものであろう。取入と請返との関係を知るため、年季を考え、明治四〇—大正一〇年間の取入一三一町八反と請返総面積とを比較すると三七町四反だけ請返が少ない。故に取入地の三分の一近くが流れたと見てよいだろう。

一口の取入面積の大小と請返との関係は合併記入のものがあるのでこれを見ることはできない。合併記入を除く、一口の請返面積の大小別面積を第八表に示すに止める。

（注）負債整理資金による請返が自作農売に含まれているかも知れない。

（三）集 積 面 積

前述の結果として、本間家より買取った面積と耕地整理による増減を除く集積面積は、大正六—一〇年間の三九五町七反を最高とし、その後は減少を続け、昭和二年には二九一町三反の赤字となる。これに耕地整理による純

増八二町（第五表、第七表）と本間家より買取った一、五〇八町四反（第一表のC）を加えると一、二九九町一反となる。これが筆者計算の昭和二一年現在信成合資の集積面積である。⁽⁶⁾この外に本間宗家と協保会社の所有があることは既に述べた。

（注）信成合資昭和二一年現在の財産目録（下巻二八七頁）によると、田一、〇六三町三反（反未満切捨、以下同じ）、畑三六町八反、原野一七四町三反、計一、二七四町五反で、前記筆者の計算には二五町の誤差がある。この程度の誤差であるならば、昭和二一年現在本間家所有地は信成合資への売り残りか、新たに取入れたかは別として、前に本間家の集積面積に加算したことは誤でなかったと思う。しかし、大正一〇年以後に取入れたものであれば加算すべきではない。

なお財産目録によると、山林三二五町三反、宅地八六、九一六坪、建物二四四棟がある。耕地取入減少後これ等に投資されたことは明らかであろう。

むすび

以上で下巻の分析を終る。ここで、上下二巻を通じて得た土地集積の性格に関する印象を纏めて本稿を終ることにしたい。

(1) 庄内地方は酒田港があることによって、古くから米の商取引が盛んに行なわれ、それに伴って質による土地移動も盛んに行なわれた。その結果、流地は一部不耕作者の手に集積され、その財産と化し、既に徳川末期には相当顕著に農民層が分解しており、事実上土地所有を認めざるを得ないまでになっていた。慶応三年の検地は高張田をなくし年貢の収納を確実にするため、事実上の土地所有を認めようとして行なわれたものといわれる。⁽⁷⁾地租改

正は慶応三年に既に認められた事実を再確認したに過ぎない。

当時の地主は、このような質による土地集積の性格から当然に、地主というよりは寧ろ金主であって、その職業は商人であり且つ金貸であつたに相違ない。その土地集積は土地を財産として所有するというよりは寧ろ貸金（地引）に対する現物の利子と、その販売利益を得ることにその目的があつたのである。請返しの遅延に対し延滞利子を課するのは地引が貸金であるからであり、永譲といつてもその本質は質であるから後に増金されたり、又請返されることもあり得るのである。一〇〇年という長期の年季があるのもこのような土地取入れの基本的性格によるもので、年季の長短は問題ではないのである。又一般貸金の利子率より地引の利子率の低いのは販売利益があるからである。大山領の商人が佐州の商人に米売買の仲介をした文書はこれをよく証明している。それによると、米を質にとつて石代納金を貸付けるものであるが、米価はときの相場より「拾兩につき拾俵増」とし、利息は一〇〇兩につき「一ヶ月金三歩弔兩迄」とされたい旨が記されている。この文書は明和、安永の頃のものといわれるが、当時の米価は『土地集積過程』上巻によれば、一〇兩につき四〇俵^(注)内外であつたと思われる。いま四〇俵と仮定し、相場の変動、保管料等を見れば、二割五分の販売利益である。利息については意味不明の点もあるが、「三歩一兩」を三分の一兩と解すると（或は三分から一兩迄と解すべきかも知れない）、年四分で極めて低い。しかし兩者を合すると二割九分となる。土地を質とする場合、その俵田渡の評価如何にかかるが、七分内外の利率は決して低いものではない。

（注）これは本間家が地引算定に用いた米価である。実際はもっと高かったかも知れない。

農民が土地に緊縛されている限り、その保有地を入質することは自らを入質することに等しい。封建制下にお

いて土地が担保価値をもち得るのも農民がその土地から解放されることなく、依然としてその土地で農耕に従事しなければならぬからである。又土地を質にとつた者は、農民に代つて年貢を負担することなくしては、その土地を保有し得ない。それ故に質地は金主たる地主にとっては利子の源泉であると同時に年貢の生産手段でもある。このことから地主にその土地の支配者たるの資格が生れ、それが質小作たる農民の経営に干渉し、農民を支配する權力となる。これなしには土地生産力を超える俵田渡を前提する高張田は発生し得ない。年貢を介して結ばれる地主と小作人の支配被支配の關係、これが地租改正前の地主と小作人の基本的關係であつたと思う。地租改正後もほ事實上残存したこの關係が農村における封建性といわれるものの実態である。

(2) 明治維新による農民の解放、土地所有權の確立は土地移動を自由にし、従前の地主小作の關係を法的に変更した。しかし、これが一般的に現實化する端緒となつたものは明治初期の恐慌である。このとき大量に土地移動が行なわれ、旧地主のある者は没落し、新地主が生れ、多數の農民は土地を失つた。この土地移動を通じて地主小作人間の關係も更新されたに相違ない。少なくとも名目的には変化のあつたことは事實で、曾て半強制的に實施された備荒貯蓄が地主の小作人保護とされ、経営干渉的な耕作に関する指示が、地主の農事指導と社会から受取られるようになったことはその現われである。このような地主の小作人保護と農事指導は大低の大地主が古くから行なつて來たものであることは、地主の小作人保護に関する明治四二年農商務省農務局長の照会に対する福島県の回答にも見られるところで、徳川期における地主のこのような施策は、單純な保護指導ではなくて、多分に前述の如き地主の土地支配者としての資格に基づくものであつた。ところで社会的觀念がこのように變化した程地主小作人の關係が實質的に變化したか、となると問題がある。第一に新たに土地を買つた地主は与えられていた古い關係を打算

の基礎とし、その有利な条件は小作契約に保存されたであろう。特に質取の場合はその可能性が多い。第二に土地を手放した農民は自由に転業し得る段階では未だなく、その大部分は小作人として農村に留まらざるを得なかったことは徳川期と同様で、そのため地主と対等の立場で自己の利益を主張し得る立場になかった。第三に地主のうちにはその集積地の多くを徳川期において集積した者も多く、その小作人のうちには徳川期において入質し小作人になった者（讓主の子孫であり、旧い条件のまま小作している者も多いだろう。小作料統制に当った元小作官、故阿部一郎氏から直接聞いた話であるが、本間家の小作料は他の地主、例えば酒井家の小作料に比べ土地により高低が甚しく均斉を欠いていたとのことである。これは取入れ条件を異にした古い質地小作が、そのまま小作料の統制のときまで継続されていたからであると思われる。そしてその古い小作条件を永続せしめたものは、小作人の移動がなかったことであろう。以上は古い関係の更新を阻害する要因であるが、就中第二の要因は基本的なものである。

本間家は明治三三年、その営業組織を改め新井田精米株式会社を設立したが、その営業は玄米を精白して売ることとは従前と異なるところであるが、要するに小作米を売ることであり、その土地の取入れは殆んど質で、その資本の機能には徳川期のそれと異なるところがなかった。このことは当時質による土地集積が一般になお盛んであったことを示すものであろう。質は金主と借主の力関係から、金主に有利な古い関係を容易に保存し得る。ところが、明治四〇年、新井田精米株式会社が解散し、代って設立された信成合資会社の営業目的には米の販売がなく、動産不動産の取得、その賃貸が目的とされ、賃貸地主であることを明らかにしている。その土地取入れも買取が主で、買取は急速に減少し、名実共に質地々主から賃貸地主への変化を示している。新井田精米株式会社の解散は、米の取引が一般に玄米で行なわれ、白米市場の狭さにもよるであろうが、同時に又地主の性格（土地集積の性格）のこの

ような変化に即したものであらう。

このように見て来ると、明治初期における土地の大移動も、実質的には、古い地主小作関係をそれほど変化させたとは思われない。少なくとも明治四〇年代の初め頃までは、次第に近代化されつつも、古い関係が相当優勢に残っていたと見てよいと思う。

(3) 第二次土地の大移動期とも言うべき明治四〇年代から大正中中期にかけての土地移動は、信成合資会社の土地集積から見る限り、土地集積の性格を益々地主的なものに変化せしめたように見える。すなわち前にも触れたように土地金融の性格が稀薄となり、土地所有の性格が濃厚となったのである。このため地主对小作の関係も変化し、地主と小作人の古い身分関係が自由な競争関係に変わったことは明らかである。しかし、それによって両者の分配関係まで変化したか、となるとこれまた問題がある。産業の発展、耕境の拡大に伴ない農民の離村は増加した。しかし、土地を手離した農民の大部分は依然として小作農として農業を営まねばならなかったのが当時の実情であった。従って地主の小作人に対する土地供給者としての地位に大なる変化があったとは思われない。すなわち小作地の需給関係において地主は有利な地位にあったのである。明治四〇年代から耕地整理が盛んとなるが、その場合農業経営改善に最も重要な耕地の交換分合、その集団化は行なわれず、専ら土地そのものの生産力増強に指向され、その結果事実上小作料の引上げとなったことはこの地主の地位の優位を示すものである。このような情勢の下における土地移動は地主に有利に展開したに相違ない。これを実証することは出来なかったが、土地移動によって小作料の引上げはあってもその引下げはなかったと思われる。信成合資会社の買取が大正中中期において明治初期の不況期に次ぐ大量買取を行なったことには米価騰貴による土地所有の有利性も強く作用したと思うが、同時に分配関係が有

利であつたことも無關係ではないだろう。この点は次の機会に更に検討したい。

第一次、第二次土地の大移動を通じて一部地主の集積地は益々増大し、多数の小作農を造り出した。そして土地移動が地主に有利に展開したことは地主小作の貧富の差の拡大としてあらわれ、両者の階級的対立を尖鋭化し、遂に各地に小作争議の発生を見るに至つた。このことは地主に動搖を与えたようである。信成合資会社にあつては大正中期の大量買取を最後とし、以後売渡が買取を超過し集積面積の減少となる。その定款も「動産、不動産の取得、その賃貸」が「動産、不動産の取得、利用、処分」と改められ、処分の二字が加わる。そして耕地の取入れから山林、宅地、建物の取入れに転向する。しかし、このときこの会社から大量に土地を買取つた者もあつたのであるから、地主一般が不安を感じて土地を売出したとは思われない。唯、利に鋭い巨大地主は土地所有の有利性が既に限界に達し、ある一定面積以上を所有することはかえつて不利であると感じたであらう。信成合資会社の売出しはこのようなものであつたと思う。自作農創設維持政策はこのような情勢を背景にしたもので、本間家に關する限りある程度の効果はあつたようである。しかし、その面積は所有総面積に比すれば微々たるものであつた。

以上のような状況で第三次の土地移動期ともいうべき昭和恐慌に入り、信成合資会社の取入は再び増加するが、その増加は、第一次、第二次移動期の取入れに比すれば極めて少ない。これは会社の前述のような營業方針によるものであらうから、これを以つて一般を推すことはできない。唯、ここで注意されることは再び買取が増加したことである。これは小作争議の不安を伴う所有権を取得するよりも有利な利子取得に転向したもので、耕地を売出した信成合資会社の營業方針として当然と思われる。昭和恐慌において銀行地主があらわれ、又抵当流によって集積地が増大した地主も多いといわれる。土地を売出さないまでも信成合資会社と同じ考え方の地主も少なくなか

ったようである。しかし、土地を介して金を貸す限り、集積の速度を遅らすだけで、集積されることに変りはない。従って土地を売出した地主も質取をする限り、ある一定の面積以上をもつことを避けたに過ぎないといえよう。

注(1)(2) 斎藤正一著『榮村史』一五七頁及び八五頁。

(3) 福島県所蔵、同県文書綴。

(研究員)